鳥取市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

鳥取市長 深澤 義 彦

鳥取市条例第57号

鳥取市税条例の一部を改正する条例

鳥取市税条例(昭和25年鳥取市条例第10号)の一部を次のように改正する。 第27条の7第1項第5号の表に次のように加える。

特定非営利活動法人	鳥取市用瀬町安蔵99	平成30年8月1日から平成
十人十色	1番地	35年7月31日まで

附則第26条中「第28項、第32項、第36項、第37項」を「第27項、第3 1項、第35項、第39項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の第27条の7第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成30年8月1日以後に支出する同項第5号に規定する寄附金について適用する。